

## 役員、評議員及び評議員選任解任委員の報酬等に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵泉会（以下「当法人」という。）の、役員、評議員及び評議員選任解任委員の報酬等に関し必要な事項を定めるためのものである。

### (定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事、評議員及び評議員選任解任委員をいう。
- (2) 報酬等 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の34第1項第3号に規定する報酬等をいう。
- (3) 交通費・費用弁償費 職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬等の取扱い)

第3条 役員等には、定款第9条第1項、第24条第1項及び評議員選任・解任委員会運営細則第6条第1項に定めるとおり、報酬等を支給しない。

### (交通費・費用弁償費)

第4条 役員等が職務執行に当たって費用を要する場合は、役員等交通費・費用弁償費規程に基づき、所定の額を支給することができる。

### (公 表)

第5条 社会福祉法第59条の2第1項第2号の規定による報酬等の支給の基準の公表は、この規程を公表することにより行うものとする。

### (規程の変更)

第6条 この規程の変更は、評議員会の承認を受けて行うものとする。

### 附 則

この規程は、平成29年6月15日から実施する。

## 役員等交通費・費用弁償費規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵泉会の役員、評議員及び評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）に対する交通費・費用弁償費の額及びその支給方法等について必要な事項を定めるものとする。

### (交通費・費用弁償費)

第2条 役員等が次に掲げる会議に出席したときは、交通費・費用弁償費として別表に定める額を支給することができる。

(1) 理事会、評議員会又は評議員選任解任委員会の会議

### (適用除外)

第3条 役員等のうち施設職員を兼務する者に対しては、前条の規定にかかわらず、交通費・費用弁償費を支給しない。ただし、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りでない。

### (支給方法)

第4条 交通費・費用弁償費は、第2条に掲げる会議の当日までに支給しなければならない。

### (雑 則)

第5条 この規程に定めない事項については、別に定める。

### 附 則

この規程は、平成28年3月1日より施行する。

この規程は、平成29年6月15日より施行する。